

陳 述 書

2019年2月20日

氏名 山口 薫

第1. 経歴等

1. 私の経歴については別紙「履歴書」(同志社大学ビジネス研究科に招聘された際に提出したものです)、別紙同志社大学ビジネス研究科のホームページ(2013年1月時点のもの)及び拙著「公共貨幣—政府債務をゼロにする現代版シカゴプラン」(東洋経済新報社, 2015年9月14日)(甲50)の著者紹介, 2013年3月7日付陳述書(その2)(甲38)添付資料10(経営系専門職大学院認証評価点検・評価報告書<草案>)47頁(専任教員の教育・研究業績)をご覧ください。
2. 私は2018年4月12日にトルコ国立アンカラ社会科学大学の専任教授に招聘され, 同年10月25日より現地で勤務をしております(甲51, 52)。
3. 私が同志社大学ビジネス研究科に招聘された経緯については2013年2月2日付陳述書(甲37)1項, 2013年6月7日付陳述書(その4)4項, 2015年1月5日付最高裁への陳述書—同志社にみる大学院教育の崩壊—(甲42)1枚目, 同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について(甲52)1項をご参照ください。

第2. 専門外科目担当強要による学問の自由の侵害

1. 私が専門ではないグリーン科目の担当を強要されたこと, また教員資格の無いゲストスピーカーに実質的に講義を担当させるという脱法を強要されたことの経緯については, 2013年3月7日付陳述書(その2)6項・同添付資料9, 2013年3月12日付陳述書(その3)1項・同添付資料11, 2015年1月5日付最高裁への陳述書—同志社にみる大学院教育の崩壊—(甲42)3項で述べたとおりです。
2. 補足しますと, グリーン科目は科目群の多くの専門分野を複数の嘱託講師が教員となることで成立しており, 現に立ち上げから2年間は複数の嘱託講師が教員となることで行われてきました。私はあくまでコーディネーター的な役割でした。ところが2011年12月21日の教授会において、浜矩子研究科長から嘱託講師のうち9名については「大学執行部」からの要請も有り「嘱託講師」ではなく「ゲストスピーカー」で行きたいとの協力要請がありました

(乙7)。これに対して私は、嘱託講師がゲストスピーカーという無資格の地位となれば専門の教員を欠く状態となるという理解のもと、教育の質保証の点から科目開講ができないことは避けて欲しい旨発言し、研究科長から「大学執行部」へ従来どおり嘱託講師でとの要望を伝えるよう要請しました。その後、浜矩子研究科長は土田副学長（当時は教務部長でもあったと思います）と話し合いをしたようですが、その結果について同月24日付けの浜研究科長から私宛のメール（乙34）によると土田副学長は、近畿圏外嘱託講師に関する学内申し合わせの遵守について、その徹底に注力するという全学方針を貫徹するとの立場から嘱託講師体制は容認できないとの返事があったこと、浜矩子研究科長はそれを踏まえてゲストスピーカーに切り替える手続を開始することが伝えられました。なお、浜矩子研究科長は「近畿圏外講師の抑制ルールにつきましては、原則論的な意味で当方も山口先生を始め、他の先生方が持たれている疑念を大いに共有します。その観点からは、不本意感を伴う対応であることを否定いたしません」とコメントしています。私は、同志社大学の国際化、世界レベルの教育水準の戦略的構築よりも、些細な経費削減を優先することに疑問を呈し、次回教授会で審議することを求めましたが、同月26日付けメールで浜矩子研究科長はこれを拒絶しました（乙35）。

そこで私は2012年1月11日の教授会において、科目の責任ある継続担当ができない旨を表明し、大学執行部へ再度の状況説明と現行嘱託講師体制の1年限定延長依頼の要請をしました（乙8）。これを受けて浜研究科長は八田学長と面談をすることとなりました。なお、私はこの教授会において「担当科目を教えるのが義務だ、そうしなければ解雇だ」などと村山教授から脅迫されました。また、私は同年1月13日付要望書（甲28）を八田学長に送付し、専門分野の講義を、嘱託講師から責任を伴わないゲストスピーカーに切り替えることは、世界水準の科目を提供すべき大学の社会的責任に反するなどの意見を直接伝えています。

しかしながら、同年2月1日の教授会において、浜矩子研究科長より同年1月19日に八田学長及び土田副学長と面談を行ったが、近畿圏外の嘱託講師を多数認めることはできないとの面談結果の報告がなされました（乙9）。私自身はグリーン科目の専門家ではないことから、専門教員である嘱託講師が配置されなければ、グリーン科目は責任を持って開講できないと発言しました（乙9）。

更に、同月12日の教授会において、浜矩子研究科長から「大学執行部」の意向確認等の経過説明がなされました（乙10）。私は、嘱託講師が認められなければグリーン科目の品質保証ができないこと、学内ルールの強制であること、新カリキュラムは専門外教授では責任をもって担当できない旨を述べまし

た。これに対し、近藤まり国際プログラム委員長より、学生への責任はどうか、学生との契約が履行できない、2011年度が卒業するまでは原告が責任をもってオファーしてほしい、教員の手当ができないなどの発言があり、また、同年3月17日の教授会では村山教授より、今在籍している学生にどう責任を取るのか、大学の社会的責任をどう考えるのかとの指摘がありました（乙11）。しかしながら、責任というのであれば、専門外である教員に学生に対する講義を担当させることや、教員資格のないゲストスピーカーに講義を実質的に担当させることの方が、契約違反であるし、大学の社会的責任の放棄となるはずであり、近藤まり委員長や村山教授の発言は本末転倒も甚だしいところ です。

3. このようにして、八田学長や土田副学長は、直接にあるいは浜矩子研究科長を介して、私に専門外の課目を強要し、あるいは資格の無いゲストスピーカーに講師を担わせるという違法を強要したのです。この違法性についてはこの裁判において必ず御判断を賜りたいと思います。

第3. 差別的な指導担当外しによる学問の自由の侵害

1. GMBAにおけるプロジェクト研究（Project and Solution Report）指導担当外しについては、2013年3月7日付陳述書（その2）（甲38）4項・同添付資料7添付「国際プログラム委員会による不当差別」2項・同添付資料9で述べたとおりです。なお、私は2010年度は3名、2011年度は5名の学生を指導していました。
2. そもそも指導担当教員は教授会において承認・決定されるべきものです。しかし、大学は教授会において承認・決定したことについてこの裁判で立証できておりません。近藤まり研究科長あるいは国際プログラム委員会が恣意的・差別的に私を排除して決定したことは明らかです。さらに、国際プログラム委員会が適式に開催され、有効な意思決定がなされていることについても何らの立証もありません。結局、近藤まり委員長が（意を通じた委員となる教授と私的には懇談はしているかもしれませんが）、独断かつ恣意的に私を排除していたとしか言いようがありません。近藤まり委員長あるいは国際プログラム委員会の暴走を浜矩子研究科長あるいはビジネス研究科教授会（さらには八田学長）は毅然と止めることはせず、あるいは、共謀して、これを利用して私を大学から排除しようとしたというのが実態だと感じます（同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について（甲52）3項）。いずれにしても教授会における適正な手続による決定なしに私が指導担当から排除されたことはもはや明らかです。そして、これは私の教授の自由を侵害する違法な行為です。

第4. 手続違反の科目外しによる学問の自由の侵害

1. ビジネスエコノミクスの手続違反の科目外しについては、2013年2月2日付陳述書(甲37)5項以下・同添付資料2・同添付資料3・同添付資料4, 2013年3月7日付陳述書(その2)(甲38)2項, 同添付資料5・同添付資料7添付「国際プログラム委員会による不当差別」1項, 2013年3月12日付陳述書(その3)(甲39)4項, 2013年6月7日付陳述書(その4)2項, 2015年1月5日付最高裁への陳述書—同志社にみる大学院教育の崩壊—(甲42)2項, 同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について(甲52)1項及び3項にて繰り返し述べてきたとおりです。
2. 近藤まり委員長あるいは国際プログラム委員会には, これまで長年講義が現に行われ, シラバスで既に決定をしていた科目を外すことなどできるはずがありませんし, して良いはずがありません。明らかな学問の自由・教授の自由の侵害です。しかも, 国際プログラム委員会が適式に開催され, 有効に意思決定をした過程は全く見受けられません。近藤まり教授による恣意的・差別的な科目外しであったと言えます。
3. この違法な科目外しにより, 国費留学生であったヘルベルト・ルイズ・タフォヤは2013年度春学期からの私の Business Economics の受講ができなくなり研究計画を狂わせてしまいました。このようなことは国際的に見ても絶対にあってはならないことなのです。

第5. 浜矩子研究科長の「8コマルール」適用の違法による学問の自由の侵害

1. 存在しない「8コマルール」(あるいは教員の負担軽減のための「8コマルール」)を持ち出して私を大学から排除した浜研究科長の行為は, 私の学問の自由の侵害あるいはアカデミックハラスメントです。このことについても, 2013年2月2日付陳述書(甲37)3項以下・同添付資料2・同添付資料3・同添付資料4, 2013年3月7日付陳述書(その2)(甲38), 同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について(甲52)1項にて述べてきたとおりです。
2. 私は総合政策科学研究科も兼任し合計14コマ以上を担当していました(甲17)。この科目担当数は他の専任教員よりも多いです(甲38添付資料10)。この負担に対して私には増担手当が支払われていました(甲46の1・2)。2005年11月2日の教授会においても, ビジネス研究科以外に所属を持つ教員については必要に応じて支障のないように調整をしますとあります(甲20)。
3. 私に対する, 近藤まり委員長による違法な指導担当外し, そして科目担当外しの直後に, 浜矩子研究科長は8コマルールなるものを持ち出し, 3名の対象

者のうち私に対してだけ定年延長提案拒否をしています。この「絶妙な」タイミングは近藤まり委員長と浜矩子研究科長による共謀を裏付けるものと感じざるを得ません。

第6. 近藤まり教授による差別発言による学問の自由の侵害

近藤まり教授による教授会という公的な場による「BusinessEconomics は偏った経済学だ」との発言は、私の学者・研究者としての尊厳を傷つけるだけでなく、他の学者・研究者の専攻に対する不当な干渉であり、学問の自由・研究活動の自由・研究発表の自由・教授の自由に対する明らかな侵害です。このことについては2013年3月7日付陳述書（その2）（甲38）2項、2013年6月7日付陳述書（その4）2項、2015年1月5日付最高裁への陳述書—同志社にみる大学院教育の崩壊—（甲42）2項、同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について（甲52）2項、同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について（甲52）2項にて繰り返し述べてきたとおりです。このような発言が許されないことは当然ですが、このことは近藤まり委員長の尋問で更に明らかになると思います。

第7. 浜矩子研究科長による教授会誤導による学問の自由の侵害

浜矩子研究科長は存在しない8コマルールなるものを持ち出して私を排除しようとしたが、それでは根拠が薄弱と感づいたのか、その後の教授会では、私が退席させられた際に、これまで理由としていなかった事由について、しかも、誤った認識を披見し、教授会を誤導しています。これについては2013年3月7日付陳述書（その2）（甲38）で述べたとおりですし、その中では主としてグリーン科目についての誤った事実経過が説明されています。これについては、私には理由の告知も、その後の弁明の機会も与えられないままとなりました。このような恣意的な教授会運営による排除は違法であり、学問の自由の侵害となります。浜矩子研究科長が教授会の場で、専門外の科目を私に強要したことや、ゲストスピーカーという教員資格の無い者に講義を担当させる違法を行おうとしたことを他の教授に正しく説明したのかを厳しく問いたいと思います。

第8. 浜矩子研究科長による TIM 要請の違法な握りつぶしによる学問の自由の侵害

1. 私は中田喜文教授に請われて、5年一貫制博士課程となる総合政策科学研究科技術・核心経営（TIM 専攻）の教授に2009年4月に就任しています。完成年度は5年であり、文科省に対する専攻届出の時から、少なくとも2014年3月末の完成年次までは私が教授の地位にあることは、大学も所与の前

提としていたこととなります。中田教授からも私はそのように言われていました。TIM としては私が完成年次途上で教員の地位を失うことは想定しておりませんし、学生達も当然、私が完成年次までは教員であることを前提に、研究人生を決定することとなります。

2. ヘルベルト・ルイズ・タフォヤは私が指導教授となることを同志社大学に確認した上で国費留学生となつています（甲9）。そして私の指導のもとビジネス研究科からTIMの博士課程で継続して研究をすることを研究計画で描いていました。しかるに、突如指導教授を奪われ、最終的には同志社大学以外の大学（京都大学）に進学をするという影響を受けることとなっています。

アミン・アル・ヤコブ（甲10）はシステムダイナミクスの方法論を用いた研究をするために私の指導を仰いだ学生で、2013年4月からは私が主指導教授となる予定でした。しかし、私が大学から排除されたため研究に大きな影響を受けました（私がボランティアで学外で支援したことで何とか博士号を得ることができました）。

佐藤安弘（甲11）も完成年次途上で、私の指導を受けることができなくなり学外で私がボランティアで指導をすることで何とか博士号を得ています。佐藤氏については私の同意なしに研究指導変更がなされるという手続違反までありました（甲40・添付資料1）。切東美子（甲12）は医師ですが、医療の需給バランスや医療経営にシステムダイナミクスの手法を利用することを研究テーマとしていましたが、やはり途中で私の講義が受けられなくなるという影響を受けています。

この研究者の卵達の研究計画を阻害したことを浜研究科長・八田学長らはどうのように考えられているのか、本当に深刻な問題を引き起こしたということを学者であるならば自覚をしてもらいたいと思います（高等教育、特に大学院の博士課程教育では、誰に何を指導してもらうのかはもちろん大変重要なことです）。

少なくともTIM要請の扱いは教授会事項であり、これを教授会に諮らずに浜研究科長が握りつぶしたのは明らかな違法行為です。

3. その他、この問題については、2015年1月5日付最高裁への陳述書－同志社にみる大学院教育の崩壊－（甲42）4ないし5項、同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について（甲52）1項及び4項にて述べたとおりです。

第9. 八田英二学長の不作為の違法（学問の自由保持義務違反）について

1. 八田学長の不作為の違法・任務懈怠については、2013年2月2日付陳述書（甲37）添付資料4、2013年3月7日付陳述書（その2）（甲38）

添付資料 5・添付資料 6・添付資料 7・添付資料 8・添付資料 9 同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について（甲 5 2）5 項にて述べたとおりです。

2. 補足するに、私は国際プログラム委員会による差別的な指導教員外し」「手続違反の科目担当外し」「近藤まり教授の差別発言」「浜矩子研究科長の『8 コールール』適用」による学問の自由の侵害がなされた後、2013年1月10日ごろ、自らの学問の自由が侵害されている事態について救済を求めるために八田英二学長宛てに学内便で窮状を訴えています（甲 2 9）。そのメールには浜矩子研究科長やビジネス研究科教授会に送付した同日付の論点整理の書面（同月 9 日に開催された教授会（乙 1 2）を踏まえたもの）を添付しています。）これに対して八田英二学長は同月 11 日午前 0 時 21 分付のメールで「メールを拝見させていただきました。このような事態が生じているのを初めて知りました。先生からの添付ファイル以外、状況が分かりませんので、しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと思います。取り急ぎ、ご連絡まで。八田英二」と記載しています（甲 3 0）。これにより、私は八田英二学長が情報収集と検討の上で、学問の自由の侵害状態が除去され、権利が回復される措置が講じられるものと期待をしましたが、その後、八田英二学長からは何らの回答も措置も無い状態が継続することとなりました。

その後、私は浜矩子研究科長に対する同月 17 日付公開質問状（乙 2 0）を八田英二学長にも同送していますが、これについても八田英二学長からは何らの措置も講じられていません。更に私は八田英二学長に対し同年 2 月 1 日付メールを送信しています（甲 3 1）。同月 6 日に予定されている教授会の議題に、私の審議要望が全く取り上げられていないことを直接訴えました。そして八田英二学長に直接弁明する機会を求め、また八田英二学長が大学院学則 3 2 条 3 項に基づき、ビジネス研究科教授会に審議を諮問することを求めています。併せて、私は総合政策科学研究科 TIM 専攻で博士課程を担当し、博士論文を指導していること、完成年度まで職務を果たすべき責務があることを訴え、研究科を超えた大学全体としての対応を求めています。しかし、八田英二学長はこの訴えに対しても何らの措置も講じることとはしませんでした。

なお、浜矩子研究科長の 2 月 6 日付で原告の公開質問状に対する回答（乙 2 1）を受けて私は同月 8 日に浜矩子研究科長宛てに「公開質問状（2）」を送付しましたが、その際同じ文書を八田英二学長にも同送しています（甲 3 3）。しかし同質問状に対する回答はなされていません。更に、私は同月 6 日の教授会で配付された同年 1 月 9 日の教授会記録（乙 1 2）を踏まえて、同月 9 日付で近藤まり国際プログラム委員長宛に「偏った経済学」とはどのような内容をさすのか、「システムダイナミクスを使わない経済学を教える欲しい」とい

つどのように依頼をしたのか等の質問をしましたが（甲16）、同書面は八田英二学長にも同送しています。しかし、この質問状に対する回答はなされていません。

その後も、私は浜矩子研究科長に対し同月15日付「定年延長教授会提案の要望」と題する書面を送付した際に、八田英二学長にも同送した。この書面では、定年延長を正式議題とすること、総合政策科学研究科TIM専攻において2014年度の完成年度まで職務を果たすべき責務を総合政策科学研究科・大学・文部科学省に対して負っていること、総合政策科学研究科より来年度の科目担当依頼が浜矩子研究科長宛てに来ているはずであること、違法な科目担当外し、差別的な研究指導外しについても議題とすることを求めています。しかし、同月20日の教授会ではこれらの事項は議題とされず、また八田英二学長から議題として諮問されることもありませんでした。

この頃、私の学問の自由侵害を憂慮した学者仲間はこの間国内外に及びました。特にシステムダイナミクスを差別する発言やこれを理由に行われる科目外しについては、まさに学問研究・教授の自由を直接侵害するものであり反響は大きなものがありました。同月19日に米国議会議員で前民主党大統領候補でもあるデニス・J・クシニッチは八田英二学長宛にメールを送付していますが、そのメールでは、ビジネス経済学の講義でシステムダイナミクスを教授する私の地位が排除されかかっていることへの憂慮とともに、私が行っている貨幣改革・貨幣政策に不可分なシステムダイナミクスの研究の社会的・国際的重要性が強く訴えられていました（甲34）。同月20日には国際システムダイナミクス学会のキム・ウオレン会長は八田英二学長及び浜矩子教授宛にメールを送付しています。私がシステムダイナミクスを用いたビジネス経済学を講義する機会を奪われることへの憂慮の意思表示と同時に、システムダイナミクスの学生への価値に関するさらなる追加情報の提供も申し出ています（甲35）。

同月28日に私は浜矩子研究科長宛てに「教授会審議要望書（4）」を送付しましたが、これについても八田英二学長に同送しています（甲36）。ここでは、同月20日の教授会で私の科目担当外し、8コマ担当、定年延長等が審議されなかったことへの抗議、同月11日の教授会の際に定年延長拒否の理由を文書で通知すると述べたのに通知がなされないことへの抗議、同月11日の教授会記録を後日確認したところ、これまで理由とされていなかったグリーン科目担当拒否が掲げられていることへの抗議が記載されています。しかし、同年3月6日の教授会においてもこれらの事項について審議はされませんでしたし、八田英二学長からはついに何らの措置も講じられませんでした。

このように八田英二学長はビジネス研究科における「差別的な指導担当外し」

「違法な科目担当外し」「差別的発言」「8 コマルールの誤った適用」「教授会の違法な誤導」「総合政策科学研究科からの依頼の違法な握りつぶし」について認識し、私の学問の自由が侵害されていることを知りながら、これに対して教授会に諮問をする、研究科に共通する事項として大学評議会に諮問をする、大学評議会や理事会で審議をするなどの措置を講ずることなく、意図的にこれを放置し、私の学問の自由権を確保する義務を懈怠したのであり、その義務違反は明白です。

3. グリーン科目の担当強要については八田学長や土田副学長が直接あるいは浜研究科長を介して行ったものですが、その違法については既に述べました。また、私が完成年次途上の総合政策科学研究科 TIM 専攻における教授の地位まで追われたことに対しても、八田学長は何らの措置も講じませんでした。TIM 専攻における私の地位確保は学生の研究人生にも大きな影響を与えるものであったことは既に述べた通りですし、総合政策科学研究科 TIM 専攻は平成20年5月28日に設置届出がなされていますが(甲23の1)、この届出書では、私が専任教員の1人となっており、5年一貫制の完成年度である平成26年3月までは指導教員となることが届出時より予定されていました(甲23の3ないし5)。このTIM 専攻の設置は平成20年1月10日大学評議会において評議会議長である八田英二学長のもとで承認されていますし、同月26日の理事会においても八田英二学長ほか理事が出席の上で承認がなされています。つまり、八田英二学長をはじめ、同志社大学執行部は私が専任教員として2014年3月末の完成年度まで教授の地位にあることを前提に届出をし、実際に国内外の学生を受け入れていたのです(甲9~12)。そしてビジネス研究科と総合政策科学研究科は2008年6月30日付合意書で相互有効協力関係の発展のために努力するとされていました(甲26)。これを踏まえて、TIM 専攻は、当然2013年4月以降も原告が指導教員となることを前提としてカリキュラムを実施するつもりであり、そのため、ビジネス研究科に私を科目担当とする依頼をしていたのです(乙18)。そうであれば、八田英二学長は、総合政策科学研究科 TIM 専攻においては私が科目担当予定とされていることを認識していたのであるから、ビジネス研究科に対して2013年4月以降も総合政策科学研究科において授業が担当できるように諮問をし、または総合政策科学研究科に在籍をさせるなど私がTIM 専攻において学問の自由権が確保されるように環境調整を図る義務が存したのに、これを懈怠したのです。現に総合政策科学研究科 TIM 専攻の中田喜文教授(設置時主任)は私を総合政策科学研究科において引き受けることを大学執行部に要請をしていたと聞き及んでいます。2つの研究科にまたがる重要な事項について措置を講じるのは八田学長の責務だったはずで、八田英二学長によ

る学問の自由権確保義務違反は明らかです。

第10. 最後に

私の思いはこれまでも陳述書で述べてきました。

私は、同志社大学という日本を代表する私学で、しかも大学院という最高学府において、学問の自由の侵害行為が行われ、これが全く是正されないままとなっていることがどうしても許すことが出来ません。日本の大学のあり方が変容してしまいます。本来であれば同志社自らが今からでも違法行為を是正すべきですが、それがなされないならば、司法の判断により、学問の自由を取り戻すしかありません。この問題は、決して私1人に、私的に起こった問題ではなく、日本の学問の自由が脅かされていることの現れであり、憲法問題としても司法による救済を求めたいと強く求める次第です。同時に、学生の研究計画が安易に踏みにじられたということも決して看過できません（塾の先生が年度途中で別の人に交代になったのとは全く訳が違います）。研究者の養成に対する信頼が大きく損なわれます。この点からも、同志社による学問の自由の侵害については是正がなされなければなりません。裁判所の一つ一つの争点に対して踏み込んだ判断を期待いたします。

以 上